

日本中國學會報 第七十五集  
二〇二三年十月七日 發行 拔刷

後漢章帝の統治と宗室・外戚

渡邊將智

## 後漢章帝の統治と宗室・外戚

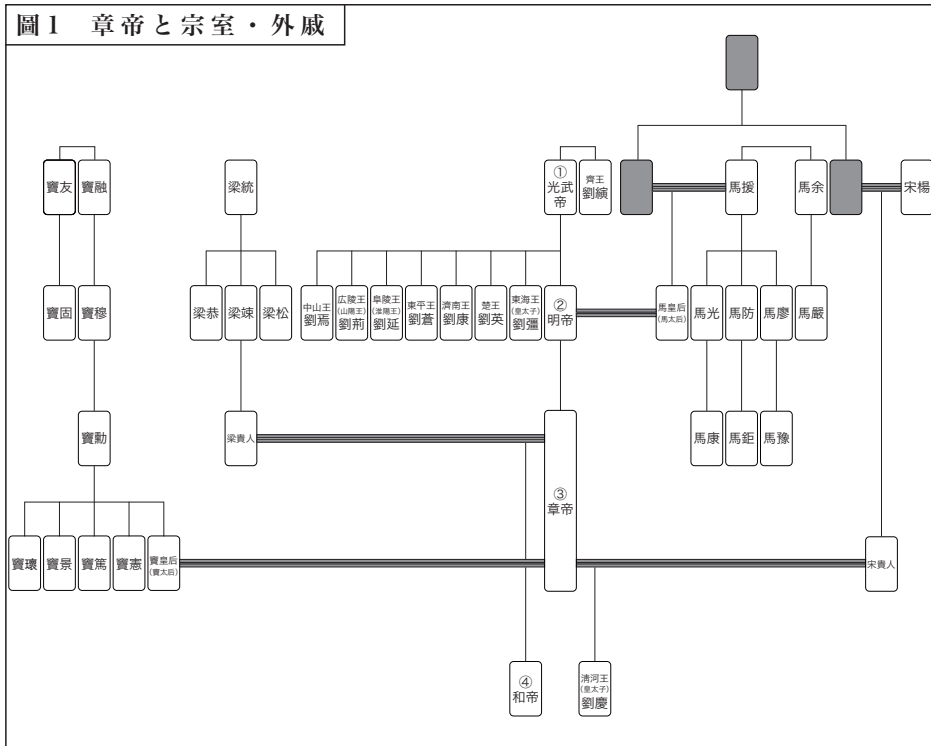
### はじめに

従來の後漢政治史研究では、後漢第四代の和帝（劉肇、在位…八八～一〇五）の治世以降に外戚が「輔政」を委ねられて専權を振るい皇帝權力の弱體化を招いたとし、その主たる要因を外戚が皇太后による臨朝稱制に依據して國政に參與した點に求めてきた<sup>1)</sup>。これは、皇太后が幼少の皇帝を後見して臨朝したことを、外戚の權力の淵源として重視する見方である。近年、下倉涉氏も外戚が政權を掌握した要因について、皇太后が臨朝するにあたり、皇帝個人に奉仕する「供養」を擔う諸官（少府に「文屬」する諸官と、宮城の「宿衛」を職掌とする諸官（衛尉、執金吾、光祿勳およびその屬官、五校尉）に、信任する外戚を任用した點などを擧げている<sup>2)</sup>。しかし、竇憲（竇太后の兄）は和帝期に竇太后（第三代の章帝の皇后）のもとで車騎將軍や大將軍（いずれも從公將軍）を本官として専權を振るうよりも以前、つとに章帝期（七五～八八）に侍中（少府に「文屬」する官）・虎賁中郎將（光祿勳の屬官）に任用されていた（『後漢書』卷二三竇融列傳附竇憲列傳）。すると、外戚が國政に參與する契機は、先代の皇帝の親政時にすでに形作られていたの

ではあるまいか。

### 渡邊將智

章帝（劉炆）は、第二代の明帝（在位…五七～七五）の第五子で、實母は買貴人であり、和帝の先代にあたる。永平三年（六〇）に皇太子に冊立され、永平一八年（七五）八月に明帝が崩御すると一九歳で帝位を繼承した。明帝の治世には宗室がたびたび不穩な動きを見せた。たとえば、楚王劉英（明帝の異母兄）は謀反の罪に問われて自殺に追い込まれ、淮陽王劉延（明帝の異母弟）は明帝を呪詛した罪に問われて阜陵王に徙封された上で食邑を削減された（『後漢書』卷二明帝紀、『後漢書』卷四二光武十王列傳）。かかる宗室の動向の背景として、明帝の帝位繼承が初代の光武帝（在位…二五～五七）による皇太子劉彊（明帝の異母兄、後の東海王）の廢位にともなうものであったために宗室の一部が反發した點を擧げることができる。それに對して、明帝は帝位繼承直後に東平王劉蒼（明帝の同母弟、劉彊の異母弟）を驃騎將軍に任用して「輔政」を委ねるなどした。これにより明帝は、宗室のうち自分を支持する人物に輔佐を委ねる統治體制を構築しようとした。しかし、劉蒼自身が「輔政」を拒否したため、それ以降、明帝は宗室に代えて輔佐を委ねる對象を見出すことができなかつた。宗室による不穩



な動きは章帝期にも続き、帝位繼承直後の建初元年（七六）一月には、劉延が謀反の罪に問われ、阜陵王から阜陵侯に降格された（『後漢書』卷三章帝紀・建初元年條、『後漢書』光武十王列傳）。このようななかで、章帝は統治の安定をどのようにして圖つたのだろうか。

先學の多くは、光武帝・明帝が外戚を抑制して國政に參與させなかつたことを檢證してきた<sup>④</sup>。他方、章帝の統治の内容をめぐっては、彼が宗室・外戚に融和的な姿勢を示したとし、その背景に儒家の影響を主に想定している<sup>⑤</sup>。たしかに章帝は「儒術」を好み（『後漢書』章帝紀）、白虎觀會議を開催して經義を整えるなど、その統治は儒家と密接に關係していたとみなし得る。しかし、章帝による一三年間の治世のうち、白虎觀會議が開催された建初四年（七九）から章帝が崩御する章和二年（八八）までは九年の期間がある。この間に後漢の政治状況は絶えず變化したと考えられる。それゆえ、章帝と宗室・外戚の關係については、三者を取り巻く政治状況の變轉に目を向けつつ再検討する必要がある。

また、近年では、章帝の統治の内容を、明帝期以來の政治的な展開のなかに位置づけて把握しようとする研究もある。そこでは、章帝が明帝期の宗室に對する厳格な姿勢を改めたことを指摘する一方で、章帝期に外戚が勢力を伸張させた要因を、彼らを抑制し得ない章帝の受動的な政治姿勢に求めている<sup>⑥</sup>。だが、當時は章帝が親政していた時期である。章帝が外戚を任用した背景には何らかの政治的な意圖があり、外戚の勢力伸長はその結果として生じたのではなからうか。

かかる先學の見解を得るためには、皇太子劉慶の廢位に目を向けることが有効と考えられる。章帝は建初七年（八二）に劉慶を廢位し、皇子

劉肇を皇太子に冊立した（『後漢書』章帝紀・建初七年條、『後漢書』卷一〇皇后紀上、『後漢書』卷五五章帝八王傳）。章帝が章和二年二月に崩御すると、劉肇は一〇歳で帝位を繼承した。これが和帝である。竇皇后は皇太后となり臨朝し、和帝を後見した。また、竇憲が「輔政」を委ねられ、車騎將軍・大將軍を歴任した（『太平御覽』卷二三八・大將軍條引華僑『後漢書』、『後漢紀』卷二章帝紀下・章和二年條）。これ以降、後漢では外戚が國政に參與して「輔政」を委ねられる事例が見られるようになった。

かつて明帝が帝位繼承後に苦慮したように、皇太子劉慶の廢位は次代の和帝に禍根を残すものであった。それにもかかわらず廢位を斷行した章帝は、廢位後に宗室・外戚にどのような姿勢で臨みながら統治したのであろうか。本稿では、章帝が統治するにあたり、明帝期以来の宗室をめぐる問題に如何に對處し、また外戚をどのように用いたのかについて検討する。章帝による統治の内容を検討することにより、和帝期以降に外戚が國政に參與して專權を振るうに至った政治的な背景を明らかにしていく。

## 第一節 皇太子劉慶の廢位

劉慶は、宋貴人（宋楊の娘）が建初三年（七八）に産んだ皇子で、建初四年四月に皇太子に冊立された。また、章帝には梁貴人（梁竦の娘）がおり、建初四年に皇子劉肇（後の和帝）を産んだ。竇皇后には皇子がなく、それゆえに宋貴人・梁貴人を憎んだ。彼女は母の比陽公主（東海王劉彊の王女）とともに宋貴人とその一族を陥れようと謀り、自分の兄弟らに宋貴人らの過失を探らせた。そして、宋貴人が呪詛を行っている」と章帝に偽りを述べた。これにより宋貴人と劉慶は章帝から

しだいに遠ざけられた。劉慶は承祿觀（所在不明）に移され、建初七年六月に皇太子を廢位されて清河王に封建された。そして同月、劉肇を皇太子に冊立した。さらに、劉慶が承祿觀に移された數か月後、宋貴人は呪詛を行った罪に問われ、暴室（後漢洛陽城の北宮・南宮にある掖庭の内部に所在）に送られて自殺した。宋貴人の死は、竇皇后が掖庭令にほめかし、宋貴人による呪詛を誣奏させたことに起因するものであった（『後漢書』皇后紀上、『後漢書』章帝八王傳）。ここでは、宋貴人に對して章帝が疑念を抱いたことにより、皇太子劉慶が廢位されるに至った點に留意すべきである。

『後漢書』章帝八王傳には、章帝が劉慶を廢位して劉肇を皇太子に冊立するにあたり下した詔が載録されている。

皇太子は失惑無常の性有り、爰に孩乳よりし、今に至りて益々章らかなり。恐らくは其の母の凶惡の風を襲う。以て宗廟を奉じ、天下の主と爲るべからず。大義、親を滅す。況んや降退するをや。今、（劉）慶を廢して清河王と爲せ。皇子（劉）肇は（竇）皇后に保育せられ、訓えを懷衽より承け、善性に導達し、將に其の器を成さんとす。蓋し庶子の慈母は、尙お終身の恩有り。豈に嫡后の事、正しく、義、明らかなるに若かんや。今、肇を以て皇太子と爲せ。

これによれば、章帝は劉慶に「失惑無常の性」があるとし、その原因を彼が宋貴人の「凶惡の風」を踏襲した點に求めた。さらに、「庶子」の劉肇が「慈母」たる竇皇后に養育されてその性質を善良に導かれたことを指摘し、劉肇を皇太子に冊立した。この事例においては、章帝が劉慶・劉肇の「天下の主」としての資質を判斷するにあたり、宋貴人・竇皇后による養育の内容を對比している點に注目される。

劉肇を冊立した背景には、「天下の主」としての資質を缺く劉慶とそ  
の實母たる宋貴人に對する否定的な評價に加えて、劉肇ならびにその  
「慈母」として養育にあつた竇皇后に對する肯定的な評價があつた。  
ところが、劉慶に對する章帝の姿勢は、廢位後に變化していく。

『後漢書』章帝八王傳には次のようである。

（劉）慶、時に幼しと雖も、而れども嫌いを避け禍を畏るるを知  
り、言、敢て宋氏に及ばず。（章）帝、更めて之を憐れみ、（竇）  
皇后に勅し衣服をして太子と齊等ならしむ。太子、特に慶を親愛  
し、入りては則ち室を共にし、出でては則ち輿を同じくす。太子  
の即位するに及び、是れ和帝たりて、慶を待つこと尤も渥し。諸  
王、比を爲すを得ること莫し。常に共に私事を議す。

劉慶の廢位後、章帝は宋貴人のことを口にしない劉慶を憐れみ、皇太  
子劉肇と同等の衣服を與えるよう竇皇后に敕命を下した。劉慶を劉肇  
と同等に待遇した措置は、劉慶には皇太子として天下を受け繼ぐ資質  
に問題がなかつたことを章帝が自ら認めたものといえる。

以上のように、章帝は竇皇后と宋貴人が對峙するなかで皇太子劉慶  
を廢位したものの、それが正當性を缺く措置であつたことを認識して  
いた。先述した通り、かつて光武帝が皇太子劉彊を廢位したことによ  
り、明帝は宗室の謀反などに苦慮するに至つた。章帝もまた、明らか  
な過失の無い劉慶を皇后と外戚の意向に沿う形で廢位した結果、宗室  
の動向に注意を拂ふ必要に迫られたと想定される。皇太子廢位後に統  
治の安定を如何にして圖るのか、章帝にとつて喫緊の課題であつた。

## 第二節 章帝と宗室

建初二年（七七）、章帝は明帝期に楚王劉英・淮陽王劉延の事件に

後漢章帝の統治と宗室・外戚

連座して遷徙された四百家あまりを赦し、本貫の郡に歸還させた（『後  
漢書』章帝紀・建初二年條）。しかし、先述したように、章帝は建初元  
年に阜陵王劉延を謀反の罪により處罰しており、宗室に嚴罰を科す場  
合もあつた。帝位繼承當初、章帝は宗室に對して常に融和的な姿勢を  
示していたわけではなく、硬軟兩様の姿勢で臨んでいたとみられる。

こうしたなかで、建初七年六月に皇太子劉慶の廢位が斷行された。そ  
の直後の建初七年一〇〜一二月、章帝は長安を中心とする三輔に巡狩  
した。それ以降、章帝は章和元年（八七）までほぼ毎年、六回にわた  
り巡狩を行っている（『後漢書』章帝紀）。これは光武帝による巡狩と同  
じ回数で（『後漢書』卷一光武帝紀下）、後漢の歴代皇帝のうち最も多い。

巡狩の目的については、秦の始皇帝（在位・前二二一〜前二一〇）に  
よる巡狩の事例を中心に検討されることが多かつた。たとえば、稻葉  
一郎氏は天下の支配者としての威嚴を誇示することなどを挙げ、角谷  
常子氏は皇帝の正當性を主張してその支配の徹底を圖ることとする<sup>(8)</sup>。

他方、陳成國氏は、巡狩の通時代的な目的として、地方を視察するこ  
と、教化を宣揚すること、官吏の職務を點檢して問題を解決すること、  
地方を遊覽すること、を列擧している<sup>(9)</sup>。大櫛敦弘氏は、『白虎通』巡  
狩篇が巡狩の目的として、①祭祀の實施、②諸侯王との會見、③地方  
の視察、を擧げていることを指摘した上で、後漢における「行幸」  
（幸・行幸・巡狩）の事例を分析し、①を支配の正當性を宣揚するため  
のもの、②・③を現実的・政治的なものとみなしている<sup>(10)</sup>。このように、  
先學の多くは、巡狩の主要な目的を、皇帝による支配を正當化する點  
に求めてきた。

かかる巡狩を、章帝が皇太子を廢位した建初七年以降に集中的に行  
つた背景には、如何なる事情があつたのであろうか。この問題に關連

して、大櫛氏は、章帝期における「行幸」の頻繁な実施を、「行幸」が制度的に整備されたことを示すものとする。その背景については、白虎觀會議において支配理念としての儒家の權威が確立したことを想定している<sup>①</sup>。また、何平立氏は、章帝による巡狩を、儒家の「禮樂教化」が統治の根本であることを宣揚する目的で行ったものとし、それゆえに巡狩に先立ち白虎觀會議を開催して儒學・禮樂の思想・制度の統一を圖つた、と論じている<sup>②</sup>。大櫛氏が指摘するように、たしかに『白虎通』には巡狩篇が設けられており、白虎觀會議では巡狩に關わる經書の解釋が議論されていた。巡狩の頻繁な實施と儒家の經義の間に一定の關わりがあつた可能性は想定し得る。しかし、章帝が巡狩を初めて實施したのは建初七年であり、その同じ年に皇太子が廢位された。この點を勘案すると、章帝による巡狩の背景には、より政治的な事情があつたのではあるまいか。

章帝は第1回（建初七年一〇、二月）を除く五回の巡狩において諸侯王國に滞在している（『後漢書』章帝紀、『後漢書』光武十王列傳）。また、第5回（元和三年一、三月）・第6回（章和元年八、一〇月）には諸侯王を隨行させた。さらに第6回では、梁國睢陽縣において任城王劉尚（東平王劉蒼の子）を、沛國において東海王劉政（東海王劉彊の子）を朝見した（『後漢書』章帝紀・章和元年條）。このように、章帝は諸侯王の封地を巡狩の經路に選り、特に第5回・第6回には諸侯王を隨行させた。第6回にて諸侯王を朝見していることを勘案すると、章帝は巡狩を通じて宗室との關係を深めることを強く意識していたと考えられる。

『後漢書』章帝紀・元和三年條によれば、第5回の巡狩の途上、章帝は河内郡懷縣において常山郡・魏郡・鉅鹿郡・平原郡の太守、なら

びに清河國・東平國の相に次のように告げた。

朕、惟うに、巡狩の制は、聲教を宣ぶるを以て、考えをば遐邇に同じくし、怨結を解釋するなり。今、四國に政無きは、其の良を用いざればなり。駕して言に出で遊び、親ら其の劇易を知らんと欲す。前に園陵を祠り、遂に華・霍を望祀し、東のかた岱宗に崇し、人の爲に福を祈る。今、將に常山に禮せんとし、遂に北土に徂ぎ、魏郡を歴、平原を經、隄防に升踐し、耆老に詢訪するに、咸な曰く、「往者、汴門、未だ作らざるに、深き者は淵を成し、淺きものは則ち泥塗たり」と。……今、肥田、尙お多きも、未だ墾闢すること有らず。其れ悉く以て貧民に賦え、糧種を給與し、務めて地力を盡くし、游手せしむること勿かれ。過ぐる所の縣邑、半ばにして今年の田租を入るることを聽し、以て農夫の勞を勸めん。

章帝は、巡狩の目的として、皇帝の名聲と教化を天下に廣く宣布することにより、遠近の別なく人々の考えを共有して、彼らの怨みを解くことを擧げている。その上で、未開墾の土地を貧民に賜與して食糧と種籾を支給するよう命じ、さらに巡狩の經路上に位置する縣邑の田租を半減した。これについて、陳成國氏は、章帝による巡狩の目的は威風を示すことや遊覽することにはなかつたとする<sup>③</sup>。他方、大櫛氏は、章帝による賜與・支給や田租の減免を、『白虎通』巡狩篇が擧げる巡狩の三つの目的のうち、③地方の視察に該當するものとみなしている<sup>④</sup>。だが、ここでより注目すべきは、振恤の對象に巡狩の經路上の諸侯王國が含まれ、しかもそれが解怨を目的として行われた點である。

章帝が自らによる支配の正當化に加えて、解怨を目的のひとつとして巡狩を實施したことは、第2回を除く五回の巡狩において、經路上

の郡縣や諸侯王國を對象に賜與・振恤をたびたび行ったことからもうかがえる。さらに、章帝は第6回の途上、九江郡壽春縣において、阜陵侯劉延を阜陵王に再び封建した(『後漢書』光武十王列傳)。章帝が巡狩の途上で諸侯王の罪を赦したことは、巡狩の目的たる解怨の一環として、宗室との關係の修復を圖つたものとみなし得る。

以上のように、皇太子廢位後、章帝は巡狩を通じて宗室との友好關係を構築しようとした。かかる宗室に對する融和的な姿勢は、巡狩以外からもうかがえる。濟南王劉康(明帝の異母弟)は明帝期に「不軌」を「謀議」した罪に問われ、五縣を削滅された。これに對して、章帝は建初八年(八三)に五縣を濟南國に返還した(『後漢書』光武十王列傳)。

また、中山王劉焉(明帝の異母弟)は明帝の永平一五年(七二)に王姬の韓序を縊殺した罪に問われて安險縣を削滅された。だが、章帝は元和年間(八四〜八七)に安險縣を中山國に返還している(『後漢書』光武十王列傳)。巡狩にともなう劉延の赦免、ならびに劉康・劉焉への封地返還がいずれも皇太子の廢位後に行われたことを勘案すると、章帝は皇太子廢位にともなう宗室の不穩な動きを抑制するために、宗室に融和的な姿勢を示したと考えられる。もつとも、章帝は章和元年に齊王劉晃(齊王劉石の子、齊王劉續の曾孫)を誣告の罪で蕪湖侯に降格している(『後漢書』卷一四宗室四王三侯列傳)。しかし、皇太子廢位後における宗室の頻繁な赦免や諸侯王國を對象に含む賜與・振恤からは、むしろ宗室に對する章帝の融和的な姿勢を見て取ることができる。

ただし、明帝が帝位繼承當初、東平王劉蒼に「輔政」を委ね、また北海王劉興(光武帝の甥、齊王劉續の子)に使者を派遣して諮問するなどしたのに對して(『後漢書』宗室四王三侯列傳)、章帝が宗室に「輔政」や諮問を擔わせた形跡は、後漢に關する史書中には見出せない。

これは章帝が帝位繼承以來一貫して、輔佐を委ねるべき對象として宗室を位置づけてはいなかったことを示している。その背景には、宗室に輔佐を委ねる體制が明帝期にすでに挫折していた、という事情があったと考えられる。

### 第三節 章帝と外戚

前節で確認した通り、章帝は皇太子劉慶の廢位を契機として、宗室に對する硬軟兩様の姿勢を轉換し、融和的に臨むようになった。では、光武帝・明帝が抑制した外戚に對しては、どのような姿勢を示したのであろうか。

後漢の外戚は、皇帝との關係に基づくと、次の二つに區別できる。

・嫡母型……先代の皇帝の嫡妻(皇太后)の一族

・嫡妻型……當代の皇帝の嫡妻(皇后)の一族

章帝の周圍には、嫡母型にあたる馬氏(先代の明帝の皇后たる馬太后の一族)、および嫡妻型にあたる竇氏(當代の章帝の嫡妻たる竇皇后の一族)が存在した。これらに加えて、側妾の一族として、宋氏(劉慶の實母たる宋貴人の一族)・梁氏(劉肇の實母たる梁貴人の一族)がいた。本節では、章帝と外戚、ならびに側妾の一族の政治的な關係を確認する。

#### (一) 章帝と馬氏

馬氏は司隸扶風茂陵縣を本貫とし、後漢建國の功臣たる馬援の後裔にあたる。馬援の死後、その娘が明帝の貴人となり、永平三年に皇后に冊立された。永平一八年に明帝が崩御して章帝が帝位を繼承すると、馬皇后は皇太后となった。

馬太后には、兄の馬廖・馬防・馬光がいた。馬廖は、妹が皇后に冊

立された後、明帝期に羽林左監・虎賁中郎將を歴任し、章帝が帝位を繼承すると衛尉（九卿のひとつ）に昇進した。これについて、『後漢書』卷二四馬援列傳附馬廖列傳に次のようにある。

顯宗、崩するや、遺詔を受けて門禁を典掌し、遂に趙憲に代わりて衛尉と爲る。肅宗、甚だ之を尊重す。

馬廖は明帝の崩御に際して、「門禁を典掌」するよう遺詔を受け、それに基き衛尉に昇進した。後漢洛陽城には北宮・南宮という二つの宮城があり、それぞれ複数の門を構え、その内部には前殿などが設けられていた。<sup>(15)</sup> 衛尉は宮城の宿衛を擔う官のひとつで、前殿を警備する光祿勳（九卿のひとつ）や、宮城の外部を巡察する執金吾とは異なり、宮城の門の警備やその内部の巡察を主な職掌とした。<sup>(16)</sup> 明帝の遺詔は、宮城の宿衛を馬廖に委ねるものであった。

兩漢代には集議と呼ばれる皇帝の諮問會議が開催され、皇帝臨席のもと百官を招集して行われる「大議」、皇帝と三公（太尉・司徒・司空）・九卿（太常・光祿勳・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府）が参加する「公卿議」などがあった。「大議」は朝堂（洛陽城の南宮の南宮前殿に鄰接）ならびに百官朝會殿（南宮の東門の外にある三公の官衛のうち司徒府に付設）にて、「公卿議」は朝堂にて開催された。<sup>(17)</sup> 衛尉を本官とする馬廖は、これらの集議に参加し、政策案の作成・審議にたずさわったとみられる。さらに、『後漢書』馬援列傳附馬廖列傳に、馬廖の衛尉在任時のこととして次のようにある。

時に（馬）皇太后、躬ら節儉を履み、事は簡約に従う。（馬）廖、美業の終え難きを慮り、長樂宮に上疏し、以て徳政を成すことを勸めて曰く、「……今、陛下は躬ら厚繪を服して、華飾を斥去し、素簡は安んずる所にして、聖性より發す。此れ誠に上は天心に合

し、下は民望に順い、浩大の福、此れより尙ぶ莫し。陛下、既に之を自然に得るも、猶お宜しく加うるに勉勵を以てし、太宗の隆徳に法り、成・哀の終えざることを戒めとすべし。……」と。太后、深く之を納る。朝廷、大いに議し、輒ち以て詢訪す。

馬廖は儉約を旨とする馬太后に徳政を成就するよう勧めた。馬太后はこの意見を採用し、朝廷もまた議論するにあたり馬廖に諮問したという。このように、馬廖は宿衛を擔うのみならず、諮問にも應じていた。馬防・馬光は、明帝期に黃門侍郎に就任した。章帝期になると、馬防は中郎將・城門校尉を歴任し、建初二年に燒當羌の迷吾が涼州金城郡・隴西郡などに侵入すると、城門校尉・行車騎將軍となり征伐にあたった（『後漢書』卷八七西羌傳）。燒當羌を破った後、建初三年に車騎將軍・城門校尉に昇進した（『後漢書』卷二四馬援列傳附馬防列傳）。この間、馬光は越騎校尉から執金吾に昇進した。これにより、章帝は馬氏一族を中心に宮城の内外に宿衛させる意思を示したといえる。

章帝は建初元年より馬廖らの封侯を求めたが、馬太后は強く反対した。しかし、章帝が馬太后に請願し、彼女もようやく封侯を認め（『後漢書』皇后紀上）。馬廖らは封侯を辭退したが、馬太后の言に従う形でやむを得ず受け容れ、建初四年に封侯された。馬廖は封侯後に特進を加えられ就第した（『後漢書』馬援列傳附馬廖列傳）。他方、馬防・馬光は封侯後に官を自ら返上し、特進を加えられ就第した（『後漢書』馬援列傳附馬防列傳）。おそらく馬廖もまた就第するにあたり、衛尉の官を自ら返上したのであろう。建初四年に馬太后が崩御すると、建初五年（八〇）に馬防は光祿勳に、馬光は衛尉に任用された。先に確認した通り、馬廖は明帝の遺詔を受けて衛尉に昇進した。章帝が馬光を衛尉に任用した背景には、馬廖が擔っていた宮城の宿衛の任を彼に受



け繼がせる意圖があつたと想定される。また、馬防を新たに光祿勳に任用したことは、宮城の宿衛を馬氏一族に引き續き委ねる意思を示したものとみなし得る。

馬防の車騎將軍在任時について、廖伯源氏は、有事には出征し、平時には洛陽城にて國政に參與したとする。だが、この時期に馬防が國政にたずさわつた様子は、後漢に關する史書中からはうかがえない。ただし、建初五年の迎氣樂の施行について、『隋書』卷一五音樂志下所載の牛弘らの詳議に次のようにある。

按ずるに、東觀書馬防傳に、「大豫丞鮑鄴等、作樂の事を上り、(馬)防に下す。防、奏言すらく、「建初二年七月、鄴、上言すらく、「……十二月の均を作り、各々其の月氣に應ずべし。公卿、朝會し、月律を聞くことを得るは、乃ち能く天に感じ、和氣、宜しく應ずべし」と。詔して太常に下し焉を評せしむ。太常、上言すらく、「樂器を作るは直錢百四十六萬なり」と。奏、寢む。今、明詔、復た下る。臣防、以爲えらく、上天の明時を須ちて、歲首の嘉月に因り、太簇の律を發して、雅頌の音を奏し、以て和氣を迎うべし。其の條貫、甚だ具わる」と。遂に獨り施行す。十月より起こし、迎氣の樂を爲す」と。

牛弘らが引用する『東觀漢記』馬防傳によれば、大豫丞鮑鄴は均を作製して音樂を月律に基づき奏でるよう上言した。章帝はその上言を光祿勳に在任する馬防に下げ渡し、これに對して馬防は上奏して鮑鄴の意見に贊同した。章帝は馬防を特に信任し、かつての馬廖と同じく諮問の對象とみなしていたのである。

ところが、建初八年、歩兵校尉馬廖(馬廖の子)が罪に問われ、特進馬廖・馬防、および衛尉馬光も免官され就國した。その顛末は、

『後漢書』馬援列傳附馬廖列傳に次のように記されている。

(馬)太后、崩じて後、馬氏、執を失う。(馬)廖、性、寬緩にして、子孫を教勸すること能わず。(馬)豫、遂に投書して怨誹す。又た(馬)防・馬)光、奢侈し、好みて黨與を樹つ。(建初)八年、有司、豫を免じ、廖・防・光を遣わして封に就かしむことを奏す。豫、廖に隨いて歸國し、考擊せられ物故す。後に詔して廖を京師に還す。

馬廖は馬太后の崩御後に馬氏一族が權勢を失つたことに關して怨言を投書し、そのことが罪に問われた。馬防とその兄弟は、莫大な資産を蓄えて大規模な邸宅を構え、杜篤ら食客を養い、馬を多く牧畜するとともに、羌人から徵稅するなどしていた。章帝はそうした振る舞いに對してしばしば「譴勅」を加え、馬防らに規制を設けた。そのために馬氏一族の權勢が衰えたという(『後漢書』馬援列傳附馬防列傳)。馬防の投書は、こうした状況を背景に行われたものとみなし得る。

かくして馬氏一族は一齊に免官され、國政の中樞から排除された。しかしながら、前掲『後漢書』馬援列傳附馬廖列傳に見える通り、章帝は後に馬廖を洛陽に召還している。馬光についても特進を再び加え、その子たる馬康を黃門侍郎に任用した(『後漢書』馬援列傳附馬防列傳)。章帝は馬氏一族を免官した後も、彼らを國政に復歸させる機會をうかがっていたと考えられる。

ただし、章帝は馬氏一族をかつてのようにならぬことに九卿に任用することはなかつた。その背景をうかがい知ることのできる史料として、『後漢書』卷二四馬援列傳附馬嚴列傳に注目される。

(建初)二年、陳留太守を拜す。(馬)嚴、職に之くに當たり、乃ち(章)帝に言いて曰く、「昔、顯親侯竇固は先帝を誤らせて西域に出兵し、

伊吾盧に屯を置き、費を煩わし益無し。又た竇勳、誅を受く。其の家、宜しく京師に親近すべからず」と。是の時、勳の女、皇后と爲り、竇氏、方に寵あり。時に嚴の言を側聽する者有り、以て竇憲の兄弟に告ぐ。是れに由りて權貴の心を失う。

馬嚴は、馬余（馬援の兄）の子で、馬太后の從兄弟にあたる。右の記事によれば、馬嚴は陳留太守として赴任するにあたり、章帝に竇氏一族を遠ざけるよう進言した。これにより馬嚴は、竇氏一族の怨みを買ったという。さらに彼は、太中大夫を経て將作大匠に轉任した後、建初七年に罪に問われて免官された。この時の様子について、『後漢書』馬援列傳附馬嚴列傳に

（建初）七年、復た事に坐して免ぜらる。後に既にして竇氏の忌む所と爲り、遂に復た位に在らず。

とあり、馬嚴は竇氏一族に忌避されていたため、再び任用されることはなかった。かかる馬嚴の政治的な立場を踏まえると、馬氏と竇氏は一定の緊張關係にあつたとみなし得る。しからば、馬氏一族の國政への復歸が必ずしも順調に進まなかつた背景には、馬氏と竇氏が對峙する中央政府の状況があつたと考えられる。

## （二）章帝と竇氏

竇氏は司隸扶風平陵縣を本貫とし、後漢建國の功臣たる竇融の後裔にあたる。竇融の子たる竇穆は内黃公主（父は不詳）を、その子たる竇勳は比陽公主を娶つた。また、竇融の甥たる竇固（竇友の子）は涅陽公主（光武帝の皇女）を娶つていた。竇穆は明帝期に贈賄の罪に問われて本貫に戻され平陵獄にて獄死し、竇勳もまた洛陽獄にて獄死した。その後、竇勳の娘は馬太后に見出されて章帝の貴人となり、建初

三年に皇后に冊立された。

竇皇后には、兄の竇憲、弟の竇篤・竇景・竇瓌がいた。竇憲は妹が皇后に冊立されるにともない郎に任用され、侍中・虎賁中郎將に轉任した。竇篤もまた黃門侍郎に任用された。この當時の竇憲らについて、『後漢書』竇融列傳附竇憲列傳に次のようである。

兄弟、親幸せられ、並びに宮省に侍る。賞賜、累積し、寵貴、日々盛んにして、王・主より陰・馬の諸家に及ぶまで、畏懼せざる莫し。（竇）憲、宮掖の聲執を恃み、遂に賤直を以て請い、沁水公主の園田を奪う。主、逼畏し、敢て計らず。後に肅宗、駕して出で園を過ぎ、指し以て憲に問う。憲、陰喝して對うるを得ず。後に發覺し、（章）帝、大いに怒り、憲を召し切責して曰く、「深く前過を思え。主の田園を奪いし時、何ぞ用て趙高の鹿を指して馬と爲すに愈らん。久しく人をして驚怖せしむるを念え。……國家、憲を弃つること孤雛・腐鼠の如きのみ」と。憲、大いに震懼す。（竇）皇后、爲に毀服して深謝す。良や久しくして乃ち解けるを得、田を以て主に還さしむ。其の罪を繩さずと雖も、然れども亦た授くるに重任を以てせず。

竇憲とその兄弟は「宮省」こと禁中（省闈という門を出入口とする一定の區域の建物群。皇帝の生活空間。後漢では洛陽城の北宮・南宮の内部に所在）に近侍し、章帝の寵愛を受け、その權勢は諸侯王・公主や陰氏（光武帝の皇后で明帝の實母たる陰皇后の一族）・馬氏も畏れ憚るほどであった。竇憲の本官たる侍中は「顧問應對」を職掌とする側近官で、皇帝の諮問に對して口頭で進言することを許され、和帝の永元四年（九二）までは禁中に宿衛していた（『續漢書』百官志三の劉昭注引後漢・蔡質『漢官典職儀選用』<sup>20</sup>）。章帝は竇憲が諮問に應じる形で自分による統

治を輔佐することを期待していたとみられる。

もつとも、右の寶憲列傳によれば、寶憲が沁水公主（明帝の皇女）の園田を奪つたことが發覺すると、章帝は激怒し、寶憲を叱責した。寶皇后が謝罪し、寶憲もまた園田を沁水公主に返還したため罪に問われることはなかったが、それ以降、章帝は寶憲に「重任」を授けなかったという。寶憲列傳に對應する『後漢紀』卷一「章帝紀上・建初三年條」には、沁水公主の園田を奪つた寶憲に章帝が譴責を加えた後の様子について、次のように記している。

（寶）皇后、毀服して謝す。良や久しくして乃ち解く。是れに由りて（章）帝、大いに受くるに位を以てせず。唯だ（寶）憲、侍中・虎賁郎將に至り、（寶）篤・（寶）景・（寶）瓌、皆な黃門郎のみ。

この記事によれば、章帝が寶憲らに「位」を授けることはなく、寶憲は侍中・虎賁中郎將（「虎賁郎將」）に昇進したに過ぎず、寶篤・寶景・寶瓌もまた黃門郎に任用されたのみであつた。しからば、寶憲列傳において章帝が寶憲に授けなかつた「重任」とは、侍中・虎賁中郎將よりも上位の官、ということになる。その具體的な官名は史書中に明記されてはいないが、當時、馬氏一族が九卿を歴任していたことを踏まえると、九卿以上の官が該當すると考えられる。とはいえ、右の『後漢紀』と寶憲列傳の記事は、寶憲の本官たる侍中・虎賁中郎將の職掌の重要性を損うものでない。むしろ、これらの記事は、章帝が寶憲のさらなる昇進を望んでいなかった様子を端的に示すものといえる。

ただし、『後漢書』卷四「第五倫列傳」に

諸馬の罪を得て國に歸るに及び、而して寶氏、始めて貴し。（第五）倫、復た上疏して曰く、「……伏して見るに、虎賁中郎將寶憲は、椒房の親にして、禁兵を典司し、省闈に出入し、年は盛んにして

志は美しく、卑謙にして善を樂しむ。此れ誠に其の士を好みて交結するの方なり。然れども諸々の貴戚に出入する者、類ね瑕釁禁錮の人多く、尤も守約安貧の節少なし。士大夫の志無きの徒、更々相い販賣し、其の門に雲集す。……諒誠して執に趣くの徒、誠に親近すべからず。……」と。

とあり、馬氏一族の一齊免官後、虎賁中郎將寶憲が禁兵をつかさどり、禁中の門たる省闈に出入していたという。寶憲が虎賁中郎將在任時に侍中を兼任していたことを勘案すると、章帝は彼を昇進させなかつたものの、侍中の職掌に基づき、諮問への應對を禁中の内部において引き続き擔當させたと考えられる。

他方、寶固は明帝期に中郎將に就任したが、寶穆に連座して免官された。その後、奉車都尉に任用され、北匈奴征伐に従事して戦功を擧げ、車師を降した。章帝が帝位を繼承すると、『後漢書』卷二三「寶融列傳附寶固列傳」に

肅宗、即位するや、（涅陽）公主の修勅にして慈愛あり、累世、崇重なるを以て、長公主を加號し、邑三千戸を増す。（寶）固を徵して魏應に代えて大鴻臚と爲す。（章）帝、其の邊事に曉習するを以て、毎に訪及を被る。建初三年、前功を追録し、邑一千三百戸を増す。七年、馬防に代わりて光祿勳と爲る。明年、復た馬防に代わりて衛尉と爲る。

とあるごとく大鴻臚（九卿のひとつ）に昇進した。この時、寶固は邊境の事情に明るいことから、章帝より常に諮問を受けたという。その後、建初七年に馬防の後任として光祿勳に、建初八年には「馬防」の後任として衛尉に轉任した。これについて、錢大昭『後漢書辨疑』卷五は「馬防」は當に「馬光」に作るべし」と述べ、寶固列傳に見え

る「馬防」を「馬光」の誤りとする。馬防は建初七年に光祿勳の官を返上し、特進を加えられ就第した（『後漢書』馬援列傳附馬防列傳）。また、馬光は建初八年に衛尉を免官されて就國した。これらのことから、錢大昭の説に従うべきであろう。

先述した通り、馬廖は衛尉に昇進するにあたり、明帝より宮城の宿衛を擔うよう遺詔を受け、馬光は馬廖の役割を受け繼ぐために、衛尉に任用された。他方、竇固は、『太平御覽』卷二三〇・衛尉卿條引司馬彪『續漢書』に

竇固、字は孟孫。衛尉卿と爲り、兩宮に宿衛し、當時に重んぜらる。仁厚謙恭にして、甚だ名稱有り。

とあるように、衛尉に轉任した後に「兩宮」つまり洛陽城の北宮・南宮の宿衛を擔った。このように、竇固が衛尉在任時に擔った役割は、馬氏一族のそれと共通するものであつた。章帝は馬氏一族の一齊免官にともない、彼らが擔つていた役割を竇固に代行させるために衛尉に轉任させた、と考えられる。

### (三) 章帝・外戚と宋氏

宋氏は司隸扶風平陵縣を本貫とし、前漢第五代の文帝（在位：前一八〇〜前一五七）に仕えた宋昌の後裔にあたる。宋氏と馬氏は姻戚關係にあり、宋楊は馬太后の從伯叔父にあたる。當初は州郡の命令に應じず出仕しなかつたが、娘の宋貴人が産んだ劉慶が建初四年に皇太子に冊立されると、議郎に任用された。議郎は「顧問應對」を職掌とする側近官で、前殿（皇帝の主たる執務場所。後漢では洛陽城の北宮・南宮の内部に所在）に出入し、皇帝の諮問に對して口頭で進言することを許されていた<sup>2)</sup>。章帝は馬氏・竇氏に加えて宋氏にも諮問への應對を委

ねようとしたと考えられる。

建初七年六月に皇太子劉慶が廢位されて宋貴人が自殺すると、宋楊は免官され本貫に戻された。その後、捕縛されて罪に問われそうになるが、前の懷令張峻と左馮翊劉均の執り成しにより罪を免れた。しかし、宋楊は憔悴し、自邸にて死去した（『後漢書』章帝八王傳）。ここでは、皇太子廢位にともない排斥された宋氏が馬氏と姻戚關係を結んでいた點に留意しておきたい。

### (四) 章帝・外戚と梁氏

梁氏は涼州安定郡烏氏縣を本貫とし、後漢建國の功臣たる梁統の後裔にあたる。梁統の子たる梁松は舞陰公主（光武帝の皇女）を娶つたが、明帝期になると郡縣に「請託」した罪に問われて免官され、その後獄死した。これにともない、梁松の弟たる梁竦・梁恭は交州九眞郡に遷徙された。後に梁竦は本貫に戻されたが、辟召に應じず出仕しなかつた。梁竦の娘たる梁貴人が皇子劉肇を産むと、先述したごとく、竇皇后は劉肇を自分の子として養育した。

『後漢書』卷三四梁統列傳附梁竦列傳に、梁貴人が劉肇を産んだ後のこととして

竇皇后、養い以て子と爲すに、而るに（梁竦の家、私かに相い慶ぶ。後に諸竇、之を聞き、梁氏の志を得て、終に爲に己を害せんことを恐る。建初八年、遂に譖りて二貴人を殺し、而して竦等を陥れるに惡逆を以てす。詔して漢陽太守鄭據をして竦の罪を傳考せしむ。獄中に死す。家屬も復た九眞に徙さる。辭語、舞陰公主に連及し、坐して新城に徙さる。使者、護守す。宮省の事、密なれば、和帝の梁氏の生むところなるを知る者有る莫し。

とあるように、竇皇后とその一族は、梁氏一族が自分たちに危害を加えることを恐れた。そして、建初八年に梁貴人を誹謗して殺害し、梁竦らについては「悪逆」を理由に罪に陥れた。梁竦は獄死し、その家族は九真郡に、舞陰公主は司隸河南尹新城縣に遷徙された。さらに、和帝が梁貴人の子であることは秘匿されたという。

#### 第四節 皇太子廢位後における統治體制

前節までに確認した通り、章帝は帝位繼承當初より外戚を國政に積極的に參與させた。すなわち、馬氏一族を九卿に任用し、明帝の遺詔に基づき宮城の宿衛を擔わせるとともに、國政について諮問した。また、竇氏一族・宋氏一族を九卿・側近官（侍中・議郎）に任用した。章帝は馬氏を主軸とする外戚および側妾の一族を任用し、禁中の外部を中心に自分を輔佐させようとした。章帝の帝位繼承當初は、宗室が明帝期から引き續き不穩な動きを見せていた。それゆえ、章帝は宗室に對して硬軟兩様の姿勢で臨むとともに、外戚および側妾の一族に依據することに、統治の安定を圖ろうとしたと考えられる。

ところが、章帝は建初七年に皇太子劉慶を廢位し、それと連動して宋氏一族を免官した。また、建初八年に梁氏一族を處罰し、さらに同年に馬氏一族を一齊免官した。馬氏の免官は章帝の規制により馬氏が權勢を失つたことにともなうものであったが、皇太子廢位後に章帝が馬氏に嚴格に臨んだ背景には、馬氏と宋氏の姻戚關係が影響を及ぼしていた可能性を想定し得る。かくして竇氏一族の勢力が伸張するにともない、竇氏に對抗し得る外戚および側妾の一族はほぼ同時に免官・處罰された。これにより、劉慶・劉肇の實母の一族とその姻族が没落し、竇皇后は皇太子劉肇の後見としての立場を確立した。前掲『後漢

書』章帝八王傳所載の章帝の詔において、竇皇后を劉肇の「慈母」とみなして肯定的に評價したことは、當時における彼女の立場を象徴するものといえよう。竇氏一族と對峙する馬氏一族の國政への復歸が滞つたのも無理からぬことであつた。

もとより章帝は、帝位繼承當初より、輔佐を委ねるべき對象として宗室を位置づけてはいなかった。しかも、章帝は皇太子の廢位にともない、宗室の不穩な動きを抑制する必要に迫られていた。章帝が皇太子廢位後に統治を安定させるためには、宗室に對して融和的な措置を講じて、彼らと友好關係を築くと同時に、外戚に輔佐を委ねる統治體制を繼續する必要があつた。そこで、章帝は竇氏一族を九卿・側近官（侍中）に引き續き任用し、それまで馬氏一族が擔つていた宿衛の任を代行させるとともに、諮問への應對を擔當させ、禁中の内部を中心に自分を輔佐させようとした。このことは、章帝が統治の安定を圖るために、外戚に依據し續ける意思を明確に示したものといえる。

以上のように、章帝は皇太子劉慶の廢位を契機として、宗室に對する硬軟兩様の姿勢を改め、融和的な姿勢に轉じた。それと連動する形で、國政運營の重心を禁中の外部からその内部に移行させながらも、外戚に輔佐を委ねる統治體制を繼續した。とりわけ外戚について、當初は嫡母型の馬氏を國政運營の主軸に据えていたが、皇太子廢位後は馬氏に代えて嫡妻型の竇氏に依據した。皇太子廢位は、皇帝が輔佐を委ねる對象を、嫡母型のみならず嫡妻型にも廣げる契機となつたといえる。この嫡妻型が、次代の皇帝のもとで皇太后が臨朝すると、今度は嫡母型として國政に參與するに至つたのである。

先に述べた通り、明帝は宗室に嚴罰をもつて臨み、また光武帝と同様に外戚を抑制した。皇太子劉慶の廢位は、光武帝・明帝の統治方針

より脱却して宗室に對する嚴格な姿勢を轉換する端緒であると同時に、外戚による國政への參與を促す重要な出來事であった。

そもそも皇太子劉慶の廢位は、宋貴人に對して章帝が疑念を抱いたことにともなうものである。他方、光武帝は建武一九年(四三)に劉彊が皇太子位の返上を請願したことをうけて彼を廢位したが、それは建武一七年(四二)に彼の實母たる郭皇后(光武帝の皇后)を廢位したことに起因する出來事であった(『後漢書』卷二九郭憚列傳<sup>22)</sup>。實母と皇帝の關係に大きく左右されたという點において、當時における皇太子の地位は必ずしも安定していなかったと考えられる。皇太子劉慶の廢位が嫡妻型による輔佐の契機であることを踏まえると、外戚が勢力を伸張させた背景には、廢位を招來した皇太子の不安定な地位があつたといえるのである。

### おわりに

本稿では、章帝による統治の内容について、章帝と宗室・外戚の關係に注目して検討した。それを通じて、和帝期以降に外戚が國政に參與して專權を振るうに至った政治的背景を検證した。

本稿の檢證結果からは、帝位繼承當初より外戚を積極的に國政に參與させ、その方針を皇太子劉慶の廢位後も繼續しようとする章帝の政治姿勢が浮かび上がってくる。しからば、皇太子廢位は、外戚が皇帝の輔佐を擔う立場を確立していく重要な通過點、と位置づけることができる。

かつて筆者は、正統性に不安を抱える明帝が宗室に輔佐を委ねようとしたものの、その方針が挫折したことにより、外戚が宗室に代わつて國政に參與する事態を招いたことを檢證した。そして、外戚の專權

の遠因として、光武帝の繼嗣問題にともない明帝の正統性が動搖した點を想定した<sup>23)</sup>。本稿の檢證結果を勘案するならば、外戚の專權を招來したより直接的な要因は、章帝の繼嗣問題にともない和帝(皇太子劉肇)の正統性が動搖した點に求め得るであろう。

また、章帝は統治の安定を圖るにあたり、外戚に輔佐を委ねる體制を採用した。ただし、和帝期に竇氏が權勢を振るつたことを踏まえると、かかる統治體制は外戚の專權を招き、次代以降の皇帝の權力を相對化させたとみられる<sup>24)</sup>。光武帝・章帝の繼嗣問題は、いずれも皇太子を廢位したことに起因するものであつた。本稿で檢證したように、皇太子の不安定な地位がその廢位を招來したことを考え合わせると、後漢の皇帝支配が衰退した主要な要因は、皇太子の地位を含めて帝位繼承制度が未成熟であるがゆえに、皇帝の權威を安定的に維持し得なかつた點にあつた可能性を想定することができる。

以上の事柄をより詳しく檢證するためには、和帝が章帝から帝位を繼承した後どのように統治したのかを検討する必要がある。和帝期以降には宦官が國政に參與し、しばしば專權を振るつた。そのような事態を生み出した政治的背景の解明もまた、今後の課題としたいと思う。

### 注

- (1) 李學銘「東漢外戚存亡與洛陽北宮建置形勢的關係」(『中國學人』一九七〇一、一九七〇年。後に同氏「東漢史事述論叢稿」、萬卷樓圖書、二〇一三年に収録)、狩野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎出版、一九九三年、三五七〜四九三頁)、渡邊義浩A『後漢國家の支配と儒教』(雄山閣出版、一九九五年、二七一〜三二五頁)、東晉次『後漢時代の政治

と社會」(名古屋大學出版會、一九九五年、九一〜一四一・一九三〜二四六・三二八〜三三六頁)、衛廣來『漢魏晉皇權嬗代』(書海出版社、二〇〇二年、三六〜六〇頁)など。

- (2) 下倉涉「供養と宿衛―あるいは外戚當權なる事象が漢代において頻出する要因の一斑について」(『東洋史研究』八〇―四、二〇二二年)。ちなみに、好竝隆司「後漢期、皇帝・皇太后の政治と儒家思想」(『史學研究』二五六、二〇〇七年。後に同氏『後漢魏晉史論攷―好竝隆司遺稿集―』、溪水社、二〇一四年に収録)、平松明日香「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」(『東洋史研究』七二―二、二〇一三年)は、臨朝時における皇太后の政務への関わり方が外戚の勢力伸張の如何に影響を及ぼした、と理解している。

- (3) 明帝と宗室の關係については、拙稿A「後漢明帝の帝位繼承と宗室輔政」(『就實大學史學論集』三四、二〇二〇年)を参照。

- (4) 注(1) 狩野前掲書(二九六〜二〇二頁)、注(1) 渡邊前掲書A(二七一〜二七二頁)、注(1) 東前掲書(四三〜六〇頁)、注(1) 衛廣來前掲書(七〇〜九一頁)など。

- (5) 注(1) 東前掲書(六一〜六九・九一〜一四一頁)、注(1) 渡邊前掲書A(七五〜八六・二七一〜三二五頁)、渡邊義浩B「後漢における『儒教國家』の成立」(汲古書院、二〇〇九年、三三〜六九・七一〜九四頁)。

- (6) 陳蘇鎮「論東漢外戚政治」(『北大史學』一五、二〇一〇年。後に同氏『兩漢魏晉南北朝史探幽』、北京大學出版社、二〇一三年に収録)、吳濤『漢代洛陽研究』(科學出版社、二〇一七年、四八〜五五頁)など。

- (7) 稻葉一郎「秦始皇の巡狩と刻石」(『書論』二五、一九八九年)。

- (8) 角谷常子「漢文景期小考」(『奈良史學』二三、二〇〇五年)。

- (9) 陳戌國『秦漢禮制研究』(湖南教育出版社、一九九三年、二一九〜二

二四頁)。

- (10) 大櫛敦弘「後漢時代の行幸」(『高知大學人文學部人間文化學科人文科學研究』七、二〇〇〇年)。

- (11) 注(10) 大櫛前掲論文。

- (12) 何平立「巡狩與封禪―封建政治的文化軌迹―」(齊魯書社、二〇〇三年、二三四〜二五三頁)。

- (13) 注(9) 陳戌國前掲書(三四四〜三五二頁)。

- (14) 注(10) 大櫛前掲論文。

- (15) 後漢洛陽城の構造については、拙著『後漢政治制度の研究』(早稻田大學出版部、二〇一四年、二六六〜二六七頁)所載の概念圖(圖6-2)を参照。

- (16) 安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』上冊(齊魯書社、一九八四年、一二九〜一三五頁)、楊鴻年『漢魏制度叢考』(武漢大學出版社、二〇〇五年、二一〜二六頁)。

- (17) 渡邊信一郎「天空の玉座―中國古代帝國の朝政と儀禮―」(柏書房、一九九六年、三〇〜三四・五八〜六四頁)。

- (18) 廖伯源「東漢將軍制度之演變」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇-1、一九八九年。後に同氏『歷史與制度―漢代政治制度試釋―』、香港教育圖書公司、一九九七年に収録)。

- (19) 禁中については、青木俊介「漢長安城未央宮の禁中―その領域的考察―」(『學習院史學』四五、二〇〇七年)、注(15) 前掲拙著(五九〜六八頁)を参照。

- (20) 注(15) 前掲拙著(五六〜六八頁)、拙稿B「後漢における側近官の再編」(『東方學』一三〇、二〇一五年)を参照。

- (21) 注(15) 前掲拙著(五六〜六八頁)、注(20) 前掲拙稿Bを参照。

- (22) 皇太子劉彊の廢位については、注(3) 前掲拙稿Aを参照。

(23) 注(3) 前掲拙稿 A を参照。

(24) 注(3) 前掲拙稿 A、拙稿 C 「後漢安帝の親政とその統治の構造」(早稲田大學長江流域文化研究所編『中國古代史論集―政治・民族・術數―』、雄山閣出版、二〇一六年所收)、拙稿 D 「後漢順帝の親政とその統治の展開」、『史滴』三八、二〇一六年) を参照。